

# 固定資産に関する現所有者（法定相続人）申告書

令和〇〇年 〇月 〇〇日

石垣市長 あて

届出人 住所 石垣市登野城〇〇番地

氏名 石垣 太郎

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡したため、地方税法第 343 条第 2 項に規定する納税義務者（現所有者）として、石垣市税条例第 74 条の 3 に基づき申告します。

## 1 固定資産税課税台帳登録者（被相続人）

ふりがな 氏名	いしがき かずお 石垣 一夫	生年月日	S5年12月20日
		死亡年月日	R4年7月12日
住所	〒 907-0012 石垣市美崎町〇〇番地		

## 2 被相続人の固定資産に係る固定資産税の納税義務者となる現所有者（代表者）

ふりがな 氏名	いしがき たろう 石垣 太郎	 印	生年月日	S30年4月5日
個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
住所	〒 907-0004 石垣市登野城〇〇番地			
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	被相続人との続柄	長男	

## 3 相続登記の状況（該当する欄にチェックマーク及び日付を記入してください。）

<input type="checkbox"/> 相続登記は 年 月 日に完了しています。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続登記は 令和〇年 〇〇月 〇〇日頃までに完了する予定です。
<input type="checkbox"/> 相続登記を行う予定は当面ありません。

### （注意事項）

- ①相続人が複数人いる場合には、被相続人所有の固定資産は相続人の共有財産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。相続人の中から、固定資産税の賦課徴収（納税通知書、納付書等）及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人間において協議により決定し申告してください。
- ②裏面の代表者以外の現所有者欄には相続権を有するすべての相続人を記入してください。
- ③この申告書は相続登記が完了するまでの間、被相続人の固定資産に係る固定資産税の納税義務者を定めるためのものであり、実際の相続に影響するものではありません。
- ④添付書類：相続関係が確認できる書類（被相続人の戸籍謄本等）及び代表者の本人確認証の写し。

相続放棄申述受理証明書 ※相続放棄している者がいる場合のみ。

## 4 代表者以外の現所有者（法定相続人）

	ふりがな 氏 名	住 所	生年月日	連絡先	被相続人 との続柄
<b>記 入 例</b>	<b>(記入例)</b> いしがき いちろう <b>石垣 一郎</b>	<b>石垣市美崎町 14 番地</b>	<b>昭和 40 年 1 月 1 日</b>	<b>090- 0000- 1234</b>	<b>長男</b>
1	いしがき はなこ 石垣 花子	石垣市美崎町〇〇番地	S7年 8月 3日	〇〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇	妻
2	いしがき たろう 石垣 太郎	石垣市登野城〇〇番地	S30年 4月 5日	〇〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇	長男
3	いしがき よしこ 石垣 良子	石垣市大川〇〇番地	S32年 7月 2日	〇〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇	長女
4			年 月 日		
5			年 月 日		
6			年 月 日		
7			年 月 日		
8			年 月 日		
9			年 月 日		
10			年 月 日		

※記入欄が不足する場合はコピーしてご記入をお願いします